

報告第13号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年9月1日提出

平成29年9月1日報告

藤岡市長 新井利明

記

| 特別会計の名称 | 資金不足比率（%） |
|------------------|-----------|
| 下水道事業特別会計 | — |
| 特定地域生活排水処理事業特別会計 | — |
| 簡易水道事業等特別会計 | — |
| 水道事業会計 | — |
| 国民健康保険鬼石病院事業会計 | — |

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載